

座間市落書き消去活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市環境美化条例（平成30年座間市条例第2号。以下「条例」という。）の趣旨に鑑み、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保するため、市民等、事業者及び所有者等が行う落書きの消去活動（条例第11条第2項の規定による落書きの消去を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において支援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるもののほか、条例において使用する用語の例による。

- (1) 消去活動 市内の落書きを消去し、又は落書きに上塗りをする等によりこれを識別できない状態にすること。
- (2) 支援 消去活動のための物品（以下「物品」という。）を、市が貸与又は提供をすることをいう。

(対象者)

第3条 消去活動の支援を受けることができる者は、市民等、事業者及び所有者等とする。

(申請)

第4条 消去活動の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、座間市落書き消去活動支援申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 落書きの状況が確認できる写真
- (2) 落書きの場所の地図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、消去活動の支援の可否を決定し、及び座間市落書き消去活動支援決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(消去活動の実施条件)

第6条 前条の規定により支援の決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項に留意し、自らの責任において消去活動を実施するものとする。

- (1) 消去活動の実施に当たり、作業上及び健康上の安全に十分配慮しなければならない。
- (2) 物品が破損しないよう取扱いに注意するとともに、液剤類の使用に当たっては、必要最小量の使用に努めなければならない。
- (3) 物品を消去活動の目的以外に使用してはならない。

- (4) 物品を第三者へ譲渡し、及び転売してはならない。
- (5) 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物の消去活動を実施する際は、所有者等の同意を得なければならない。

(物品の返還義務)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援した物品の全部又は一部について返還させることができる。ただし、当該物品の返還が困難なときは、当該物品に相当する金員により返還させることができる。

- (1) 消去活動予定日に特段の理由なく消去活動を行わなかったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により、物品の支援を受けたことが判明したとき。
- (3) その他本要綱に反する事項があったとき。

(報告及び返却)

第8条 使用者は、消去活動の完了の日から14日以内に、座間市落書き消去活動報告書(第3号様式)に消去活動が確認できる写真を添えて市長に提出し、及び支援を受けた物品を市長が定める場所へ返却しなければならない。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する